

# 4月1日から小児・妊産婦マル福の 助成対象を拡大します

**町 独自制度**

## 所得制限撤廃 すべての小児・妊産婦が対象に

子育て世帯の医療費負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するために、**令和5年4月1日**から五霞町の独自制度として小児・妊産婦マル福認定の際の所得制限を撤廃し、助成対象を拡大します。

世帯所得に関わらず五霞町のすべての小児・妊産婦が医療福祉費制度（マル福）の対象になります。

※助成拡大の対象になる方には3月上旬に通知を郵送しますので、通知に記載されているものをお持ちの上、お早めに役場②番窓口にて手続きをしてください。

※令和5年4月診療分から該当となります。



## 対象者

- ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの小児
- ・母子健康手帳の交付を受けた妊産婦

年齢区分	受給者証の色	
	県所得制限内	県所得制限超
0歳～小学6年生	84 白色 (外来・入院)	90 うぐいす色 (外来・入院)
中学1年生～18歳	84 白色 (入院) 90 桃色 (外来)	
妊産婦	86 白色 (外来・入院) (産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です)	86 うぐいす色 (外来・入院) ※窓口で提示はしない

白色 受給者証  
公費番号 84/86  
支給申請書 白

桃色 受給者証  
公費番号 90  
支給申請書 桃

うぐいす色 受給者証  
公費番号 90/86  
支給申請書 うぐいす



## ●妊産婦マル福【うぐいす色の受給者証】の医療費申請について

医療機関所在地	診療科	受診方法
県内・県外問わず	すべての診療科	窓口で、通常通りの保険負担割合でお支払いいただき、後日領収書を役場に持参のうえ、償還払いの手続きをしてください。

## 医療福祉費支給制度（マル福）とは？

小児・妊産婦・ひとり親家庭（母子・父子）・重度心身障害者の方など医療福祉費受給対象者が健康保険証を使って医療機関を受診したときに窓口で支払う自己負担金の費用を一部助成する制度です。

医療費における経済的負担を軽減するために、茨城県と五霞町が実施しています。

（本人、扶養義務者等の所得審査があります）

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)